

北本市奨学金に関する Q&A

申請について

問1 条件に当てはまっていれば誰でも給付を受けられるのですか？

答1

選考を通過した方が対象になります。10名程度を予定しています。

問2 申請書はどこに置いてありますか？

答2

北本市教育委員会の学校教育課に、募集要項と一緒に備え付けてあります。また、北本市ホームページからダウンロード、印刷することも可能です。

問3 課税（非課税）証明書はいつのものですか？ また、どこで取得できますか？

答3

課税（非課税）証明書は今年のもの（令和7年度《令和6年分》の所得を証明できるもの）を提出してください。北本市の税務課で発行することができます。

問4 課税（非課税）証明書が取得できないのですが、どうすればいいですか？

答4

確定申告や住民税の申告を行っていない場合、証明書の発行ができませんので、申告を行ってください。

問5 すでに大学等に通っているのですが、申請できますか？

答5

令和7年度に限り申請・受給することができます。

令和8年度申請分からは新たに大学等に進学する方が対象となりますので、申し訳ございませんが、申請の対象とはなりません。

ただし、令和7年度に奨学金を受給対象となった方は、令和8年度分も申請の対象となります。

問6 大学等に受からなかった場合、次の年度への持越し等はできますか。また、補欠などはとるのですか？

答6

残念ながら、今年度の3月31日時点で入学が決定していない場合、次の年度への持越しは行いません。必要があれば、次年度に再度、申請をしていただくことになります。また、補欠等は設けません。

問7 外国籍でも申請できますか？

答7

在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の方のみ、申し込み資格があります。ただし、「定住者」の場合にも、将来定住する意思のない人は、申請できません。なお、在留資格を証明するため、在留資格の記載された住民票の写しを申請し、ご提出ください。

問8 保証人は必要ですか？

答8

給付型奨学金制度は返還の必要がないため、保証人は必要ありません。

問９ 申請書に個人情報についての同意文がありますが、どのような情報を提供、収集するのですか？

答９

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談、助言を行い、入学からの学生生活をフォローする制度です。面談等を実施するために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

- （１）家庭状況を把握し、適切な助言、指導につなげるため、福祉サービスを受給している方については、給付型奨学金制度の奨学生として該当していることを福祉部に提供します。
 - （２）生活状況等を把握し、状況に応じた適切な面談を実施するため、面談の内容及び面談によって福祉的な支援が必要な場合等の情報を福祉部から収集します。
- なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、ほかの目的では利用いたしません。

問１０ 同居しているが住民票では別世帯の祖父母がいます。申請書の家族欄への記載や、書類提出の対象になりますか？

答１０

申請者の生活状況を把握するため、申請書の家族欄への記載や住民票及び課税（非課税）証明書の提出をしていただいています。住民票上は別世帯であっても、申請者の世帯と祖父母の世帯の主たる生計者が同じであれば、生計を一にする家族（生活費等のお金のやりくりが同じ家族）として申請書への記載や書類の提出が必要です。

同居していても生計が別であれば、申請書への記載や書類の提出は不要です。

選考について

問１１ どのように選考するのですか？

答１１

二次選考まで行います。一次選考は受付時選考と書類選考で、窓口申請書を持参いただく際の受付時対応と、提出していただいた書類をもとに選考します。一次選考を通過した方のみ二次選考に進み、小論文と面接で選考します。世帯の所得状況・意欲等、総合的に評価の上、選考します。

問１２ 選考はいつごろですか？

答１２

受付後から９月上旬にかけて一次選考の結果を通知します。一次選考を通過された方は、９月中旬から約１か月の間で二次選考を行い、１０月下旬には最終結果を通知します。

最終的には大学等の合格をもって給付を決定するため、合格できなかった場合には奨学金を給付できませんのでご注意ください。

問１３ 選考基準はどのようなものですか？

答１３

一次選考では、提出いただいた書類から所得、家庭の状況を確認するとともに、受付時対応での進学に対する意欲等を重視して選考します。また、スポーツや文化的活動の状況についても確認させていただきます。

二次選考の小論文、面接についても進学への意欲や基本的な能力をはかり、一次選考の結果と合わせて総合的に判断します。

給付について

問 1 4 選考を通るといつまで奨学金を受けられるのですか？

答 1 4

基本的には1年単位で給付を受けられます。入学時から給金を受給できた方は2年次以降も申請を提出することが可能となります。そこでの審査を経て翌年度の給付が決定します。

問 1 5 奨学金の給付を打ち切られることはありますか？

答 1 5

給付中、次のような場合には給付を打ち切る場合があります。

《給付を打ち切るケース》

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、定期的な面談に応じないとき。
- (8) 虚偽その他の不正な手段により、奨学金の給付を受けたとき。
- (9) 特別な理由により、本事業が廃止となったとき。

なお、成績、面談の拒否、留年、休学につきましては、事情により、やむを得ないと認められた場合には打ち切らないことといたします。

問１６ 奨学金の返還は必要ですか？

答１６

給付型の奨学金ですので、基本的に返還の必要はありません。ただし、奨学金を給付目的以外に使用した場合や、虚偽若しくは不当な手段によって給付を受けた場合、届出なく授業料等の減免を受けた場合などには、返還していただくことになります。また、奨学金を打ち切られた場合、本人の病気などやむを得ない事情がある場合を除き、一部又は全部の返還が必要になる場合があります。

問１７ 金額はいくらですか？

答１７

金額は入学金相当額（上限２０万円／１回）及び学費相当額（上限４０万円／年額）です。

問１８ 大学の学費免除制度を利用する予定なのですが、併用は可能ですか？

答１８

大学の学費免除制度を利用することはできます。その場合、大学の本来の入学金や授業料等から免除額を除いた金額（上限はそのまま）を給付することになります。

問１９ 給付型奨学金ではない貸与型奨学金でも、条件を満たすと返還が免除になるものがありますが、そういった奨学金との併給はできますか？

答１９

条件付きで返還免除となる貸与型奨学金との併給につきましては、可能です。また、国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金も併給可能です。

問20 選考に受かって大学に合格した場合、入学準備奨学資金及び学費奨学資金はいつごろいただけますか？

答20

入学準備奨学資金につきましては合格証明書等の提出をいただき、入学に必要な額を確認後、速やかに振り込みます。

学費奨学資金につきましては、半年分をまとめて前期（原則4月中）と後期（原則10月中）に振り込みます。なお、大学等への納入期限に奨学金の給付が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

問21 大学等在学中の条件などがありますか？

答21

年に数回面談を行い、生活や学業の状況を確認します。面談は基本的に北本市役所内で行うことになります。

問22 給付中に面談を行うとありますが、どのようなことを行うのですか？

答22

給付中の面談につきましては、年に数回、学業や生活の状況を確認するとともに、きちんと大学等を卒業できるよう、必要に応じて相談や助言を行っていきます。

問23 申請書は郵送してもらえないのですか？

答23

申し訳ありませんが、申請書の郵送は行いませんので、北本市教育委員会の学校教育課にお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてください。